

目的論的権利論

—スピノザの自然権理解に対するグリーンズの批判を通して—

本間 信長

序

「『人権』という単なる言葉は、全体主義国と民主主義国とを問わずあらゆる国で犠牲者と迫害者と第三者とを問わずすべての人にとって、同じように偽善的あるいは精神薄弱的な理想主義の権化となったのである」（アレント、pp. 239～240）。

「諸権利を持つ権利—これは、人間がその行為と意見に基づいて人から判断されるという関係の成り立つシステムの中で生きる権利のことをいう—というようなものが存在することを我々が初めて知ったのは、この権利を失い、しかも世界の新たな全地球規模での組織化の結果それを再び取り戻すことができない数百万の人々が出現してからのことである」（アレント、p. 281）。

冒頭のアレントの言葉には今日の我々に課された政治的課題が表現されている。権利をどのようなものとして把握するか、そしていかにして権利を制度的に保障するかという問題である。以下では、前者の問題に的を絞る。

政治思想の領域でアレントの指摘を受けとるならば、「人間の複数性」を忘却し「諸権利を持つ権利」を見失ったまま権利というものを考えてきた、いわゆる自然権思想という、現代に至るまで権利論の主流を占めている知的伝統にこそ、アレントが指摘するような事態がいまだ解決に至らずにいるという問題を生み出しているひとつの主要な思想的原因が見いだせるであろう。

ところで、いわゆる自然権思想が確固たる地位を築いた西洋近代において、

十九世紀末以前に、英国理想主義の中には、人間関係のもとで生きることに権利が生ずる基盤を見て、しかもそれは普遍化することができると考えていた思想家がいた。トーマス・ヒル・グリーンである。

彼の *Lectures on the Principles of Political Obligation*⁽¹⁾ における権利に関する考察は、いわゆる自然権の立場をとる思想家たち、スピノザ、ホッブズ、ロックらを批判しつつ展開されている。⁽²⁾ 中でもスピノザに関しては、ホッブズから影響を受けた思想家であるにもかかわらず、ホッブズよりも先に、まず最初に取上げられており、グリーンの取上げ方はとりわけ共感的である。

スピノザは、いわゆる自然権思想の理論家達の中では独特で、社会状態以前に実質的権利が存在するとは考えなかった。その独自性ゆえにグリーンも彼を重視したと考えられる。また、自由観や国家の目的に関してもグリーンの思想と親近性がある。しかしながらある決定的な点でグリーンと異なっている。親近性と決定的な相違点というコントラストのゆえに、批判するうえで一番重要な自然権思想家と位置づけられるスピノザを、グリーンがどのようにとらえ、批判を加えていったのかをたどりつつ、現代の政治課題のひとつである権利の問題を考えるうえで、英国理想主義には目的論的権利論という忘却されるべきでない知的遺産があることを指摘することが本稿のねらいである。⁽³⁾

I グリーンとスピノザの親近性

自然権に関する親近性

一般に、自然権理論家たちは、社会が形成されていない状態でありながら個人としての資格により、ある権利が付与されているような自然状態を想定し、その状態から契約により社会が形成されたと説明する。しかし、そのような自然状態はグリーンによれば「物事の空想的な状態 (an imaginary state of things)」の産物に過ぎない (LPPO, § 31)。いわゆる自然権論者の前提とする人間の本性を受け入れるならば、国家状態以前の自然状態においては、権利ではなく力 (power) しか存在しえないはずである。

スピノザはこのことに気づいていた「自然権」論者としてグリーンに認められている (LPPO, § 32)。スピノザは、人々がお互いに敵であるような自然状態においては力しか存在しないと考える。この点はグリーンがいわゆる自然権論者に対してとる立場と同じである。⁴⁾しかし、後で述べるように、スピノザは力 (potentia) を権利 (jus) と等置して、他者による承認という権利の一側面を落としてしまい、かつ、権利と理念性の結びつきを断っている点でグリーンと決定的に異なり、他の自然権論者と同様に結局はグリーンによる批判の対象とならざるを得ない。しかし、契約を想定して説明する⁵⁾のではなく、スピノザもグリーンも権利の生成に対してより事実在即した説明を用意する道を選択した。

理念性における親近性

両者の類似性はフィクションによる説明の拒否にあるだけではない。両者が語る理念は、お互いが近い立場にあることを示している。スピノザは自由を強制からの自由という消極的自由観でとらえてはおらず、「徳あるいは完全性」(スピノザ、『国家論』〔以下、単に『国家論』〕第二章第七節)としてとらえている。さらに、「理性に導かれる限りにおいての人間をおよそ自由であると名づける」(『国家論』第二章第十一節)、「人間の自由は、人間が理性によって導かれ、欲望を抑制しうることが多ければ多いだけ大きいのである」(『国家論』第二章第二十節)という見解を示しているが、これは消極的自由と対比されるところのグリーンのいわゆる積極的自由 (*Liberal Legislation and the freedom of contract*, Harris & Morrow, p.199) に形式論理的には非常に近いことがわかる。⁶⁾

国家目的の理解についても、二人の間には親近性が認められる。スピノザは国家の目的を「生活の平和と安全」(『国家論』第五章第二節)であると述べ、その内容たる平和とは「戦争の欠如ではなくて、精神の力から生ずる徳」(『国家論』第五章第四節)であり、さらに「理性と真の精神生活とによって規定される人間生活を意味しているのである」(『国家論』第五章第五節)としている。これは、グリーンが国家の目的は諸個人の人格の発展のための外的条件を整え

ることにある⁷⁾と考えていたことに近い。⁸⁾

フィクションによらずに、それゆえ他の自然権論者たちよりもより実体的に権利を理解することを目指し、また自由や国家の目的についても自分自身にかなり近い一面があったことから、グリーンがスピノザを重視し、共感的に扱っていることも当然であった。

しかし、両者の間には決定的な違いがある。権利の概念化においては、グリーンが承服するわけにはいかない点がスピノザの権利論にはあった。それは、スピノザの権利論が徹底して目的論を排除し、その結果として権利の社会的承認という、グリーンの見点からすると権利が権利であるためには決定的な要素が欠けているということである。そしてその違いゆえに、グリーンは大きな共感を寄せながらもスピノザの自然権論の批判を行わなければならなかった。

Ⅱ スピノザの自然権論

哲学者が犯しがちな現実誤認という過誤に陥らないことを目指し、国家学を「ただ実践と最もよく調和する事柄を確実かつ疑いえない理論によって証明し、あるいはそれを人間的本性の状態そのものから導き出そうと意図した」スピノザは「人間の諸行動を笑わず、嘆かず、呪詛もせず、ただ理解することにひたすらつとめた」（『国家論』第一章第四節）という。

人間の本性は「必然的に諸感情に従属する」（『国家論』第一章第五節）と断定した彼は、「国家の安全にとっては、いかなる精神によって人間が正しい政治へ導かれるかということは大して問題ではない。要は正しい政治さえ行われさえすればよいのである」（『国家論』第一章第六節）と断言している。国家状態形成の必然性も「およそ人間というものは野蛮人たると文明人たるとを問わず、いたるところで相互に結合し、何らかの国家状態を形成する」（『国家論』第一章第七節）⁹⁾という事実に基づきのみで、「理性の教説の中に求められるべきではなく、かえって人間共通の本性あるいは状態から導き出されるべきである」（『国家論』第一章第七節）と論じている。この場合の人間の共通の本性あるいは状

態、すなわち国家状態形成の前提は、人間は必然的に感情に従うものであり（『国家論』第一章第五節）、「人間は本性上互いに敵である」（『国家論』第二章第十四節）ということである。彼はこのように理性とは無関係に、それゆえ目的論的・規範的な要素が入り込む余地なく「首尾一貫した自然主義」⁽⁴⁰⁾で国家状態形成を論証することを目指したのであった。

『国家論』の一部分において国家形成の前提として論じられている自然権も、スピノザは同様に、非目的論・非規範論的に打ち立てようとする。しかし、一方において、力が権利と見なされる根拠はその力が神によって与えられているということに依拠していると思われる。

ここでスピノザの自然権は、神の力がすべてを覆う彼の世界観の下において成立しているということを指摘しておく必要がある。スピノザの「神即自然」の汎神論⁽⁴¹⁾的世界観によれば「もろもろの自然物を存在させ、したがってまた活動させる力は、神の永遠なる力そのものにほかならぬ」（『国家論』第二章第二節）のであり、このことから、「おのおのの自然物は、存在ならびに活動に対して力を持っているのに相当するだけの権利を自然のままでもっているということが結論される」（『国家論』第二章第三節）。

スピノザにおいては、自然権は、神の絶対的に自由な力によって被造物に与えられている力なのであるから、その力によって可能であることを妨げるものはない。よって、「各人が自己の本性の諸法則にしたがって行動すること」は「神の永遠なる力」に究極的には由来するのであり、それゆえに、「すべて最高の自然権に従って行動している」とみなされるから、「各人は、その力の為しうるのに相当するだけの権利を自然に対して持っているのである」（第二章第四節）。

このようにして、スピノザにおいては、自然権は、神の力に由来する権利、すなわち「万物を生起させる自然の諸法則あるいは諸規則そのもの」と解される。

さてここで、人間の力と理性との関係、そして理性と自由の関係をスピノザがどう捉えているのかを確認しておく必要がある。『国家論』におけるスピノザ

の議論では、理性は人に力を与え、人をより多く自らの権利のもとにおき、そのことによりその人はより自由になるという関係になっている。理性が人に力を与えるということが、人が理性に従う根拠となっている。⁽¹²⁾

ところでこの人間の理性は、『国家論』の第四章までにおいては、自然の全秩序と人間の間を媒介するものとは想定されていない。人間理性の側からは自然の秩序との間にむしろ断絶があるといつてよい。よって、自然と人間の間で統合的な原理として働くものではない。人間的理性はただ個としての人間の利益と維持のみを意図する。⁽¹³⁾

スピノザの自然権に戻ろう。ここまでの議論で、彼がそれを「万物を生起させる自然の諸法則あるいは諸規則そのもの」ととらえていたことが明らかになった。ところでスピノザは、ここで自然権の説明を終えるのではなく、さらにもう一段階の議論を用意している。人間は神の力に由来する自然権を持っており、また人間の理性は人間に、より多くの力を与えることがわかっている、国家状態を形成するまでは人間にとって実質的な権利は無に等しいままであるというのである。なぜならば、人間は本性上互いに恐ろしい敵であるからであり、人は一人では自分の力だけで自己を他の圧迫から防ぐことができる間しか自己の権利のもとにはないからである。

「・・・各人単独ではすべての人々の圧迫から身を防ぐことが困難なのであるから、この掃蕩として、人間の自然権は、それが単に各人きりのものでありそして各人の力によって決定される間は無に等しく、現実においてよりもむしろ空想において存するにすぎないということになる」⁽¹⁴⁾（『国家論』第二章第十五節）。

さらに、現実の観察からスピノザは次のことを付け加える。

「これらの事情に加えて、人間というものは相互の援助なしには、生活

を支え精神を滋養することがほとんどできないということがある」(『国家論』第二章第十五節)。

これらのことからスピノザが結論するのは、次のことである。すなわち、

「以上から我々はこう結論する。人類に固有なものとしての自然権は、人間が共同の権利を持ち、住みかつ耕しうる土地をともどもに確保し、自己を守り、あらゆる暴力を排除し、そしてすべての人々の共同の意志にしたがって生活しうる場合においてのみ考えられるのである、と」(『国家論』第二章第十五節、傍点は筆者による)。

上のように、実質的な中身のある「人類に固有なものとしての自然権」を得るために、人類は必然的に国家状態で生活していなければならないことが結論付けられるのである。「人間は社会的動物である」という命題も、それ以外の形態では人間は実質的な自然権、「人類に固有なものとしての自然権」を持ちえないという理由で承認されるのである。⁽¹⁵⁾

さて、このことの故に、「人間が共同の権利を持ちそしてすべての人々があたかも一つの精神によってこのように導かれる」(『国家論』第二章第十六節)状態が存在することが必要であり、その状態においては多数者の力によって規定される権利が存在していなければならない、その様な「通常は統治権 (Imperium) と呼ばれる」権利は、実質的な自然権が存在するかぎりにおいて存在していなければならないということが帰結される。スピノザは、実質的な「人類に固有なものとしての自然権」は Imperium が成立している場合にしかありえないと言っているのである。この時点で彼は人間本性から出発して国家状態到来を「証明」し終えたのである。ここで結局「この統治権は、共同の意志に基づいて国事の配慮をなす者、すなわち法律を制定し、解釈し、廃止し、都市を防備し、戦争と平和とを決定するなどの配慮をなすものの中に絶対的に握られる」(第

二章第十七節) というように、実質的にはホッブズのリヴァイアサンの国家ができて上がるのである。もちろん、このような国家の中でも人間の単なる自然権は解消されるものではないために、ホッブズのような自然状態への不可逆性を担保するための理論装置を必要とはしない。ただし、「理性は我々に、道義を行うことならびに平穏で善良な心でいることを教える。これは国家の中でのみ可能なことである」(『国家論』第二章第二十一節)。人が力を求める限り、言い換えれば理性的であろうとする限り、国家を形成した後には形成された国家状態から抜け出すことは想定されないのである。こうして、「力」のみをよりどころにして展開されたスピノザ国家論は、一貫して自然主義的に国家状態を説明したのであり、その裏返しとして、自然権(法)と罪について次のように言うこともできた。

自然権(法)は「誰もがなしえないことのほか何ごとをも絶対に禁止しない」。そして彼は、罪を人間に固有の自然権の下でのみ成立するものと考え、「自然状態においては罪というものが存在しない」(『国家論』第二章第十八節)と述べている。スピノザは言う、「罪とは権利をもってはなされない行動である」。⁽¹⁶⁾ 実質的な権利は国家においてはじめて存在するのであるから、

「ゆえに罪は国家の中においてのみ、—— 全国家の共同の権利〔法〕によって善と悪とを決定し、また何びとも(本章の十六節により) 共同の決定あるいは意志に基づいてなすこと以外には何ごとにも権利としてなしえないような国家の中においてのみ、考えられる。なぜなら(前章において述べたように) 権利としてなされえないこと、あるいは法によって禁じられることが罪なのだからである」(第二章第十九節)。

「従って国家状態は理性に導かれる人間も自然状態において果たそうとしても果たしえない(前章の十五節により) 事をこそもっとも意図しているのである。ゆえにもし理性に導かれる人間が理性に反すると知っている

事柄を国家の命令によってなさねばならぬ場合があるとしても、その損害は国家状態そのものからくみ取られる利益によって十二分に償われる。思うに二つの害悪の中でより小さい害悪を選ぶということもまた理性の一法則なのであるから。こうして我々はこう結論することができる。人間は国家の権利がなすように命ずることをなすかぎりにおいて決して自己の理性の掟に反して行動しているのではない、と」(第三章第六節)。

こうして、理性的であろうとする人間にとっては実質的にはホッブズのリヴァリアサンに等しい絶対性を持った「平和と安全」のための国家ができ上がり、そこにおいて罪が初めて問題となりうる。

さて、スピノザはこのでき上がった国家がそのまま最善であるとはいわない。そうではなく、『国家論』第四章の後に、最善の国家を考察するために第五章に入るのである。よって、基本的には、『国家論』第四章までと第五章の間には論証と結論という関係はない。第五章は、独立した一章として読まれるべきであるように思われる。¹⁷⁾但し、最善の国家を提示するからには、現実の国家がいかにして最善の状態に移行するのかという点についての説明を、(スピノザの議論の進め方とは別個に)我々はスピノザに対し要求し得る。

Ⅲ グリーンによるスピノザ批判

グリーンのスピノザに対する批判は、『国家論』第四章までと第五章の接合の問題、すなわち、最善の国家への移行の問題を突いている。

『国家論』第四章までで述べられている事柄は自然主義的に構成された自然権とそれに基づく国家形成であるが、第五章で述べられている事柄は「おのこの国家における最善の状態」である。ところが、成立した国家がいかにして最善の国家になるのかという説明を求めても、『国家論』にその直接の答えを見つけることはできない。

LPPOには第五章をスピノザ『国家論』の結論と断定している部分があり

(LPPO § 36冒頭)、この断定はグリーンによる誤読の可能性を示唆するものである。もちろん、それを誤読と断定することには留保が必要である。というのも、スピノザの全体像を把握しようとする試みの中にはスピノザ思想の倫理的部分と政治的部分を架橋しようとするものがあり、それによるとスピノザという思想家を全体として理解しようとするならば、彼の高い理念性にこそ力点が置かれるべきである。⁽¹⁹⁾故にそれが示されている第五章はその意味で実質的な「結論」といってよい側面もありうるからである。

しかし、『国家論』の構成からするならば、第四章までと第五章とは別な問題として論じられているのであり、第五章をそれまでの議論の結論と見なして、第五章と第四章までに前提とされていた事柄との間に論理的矛盾を見いだしても、スピノザの自然権論を論理的に論破したことには直接的にはならない。この意味で、グリーンによるスピノザ自然権批判は、貫徹したとは言い難い。

だが、他方、グリーンの批判に意味がないことにはならない。第五章で展開される最善の国家についての議論が、第四章までの議論にどのように接合するのか、あるいは接合しないのか、接合する場合、すなわち、ある国家が最善の国家に移行する場合、それはどのようにしてなのかという説明を、我々は要求できるからである。

よって、今しばらくグリーンが展開する批判を『国家論』第四章までと第五章の接合の問題としてみていきたい。そこには、自然権の問題を考えるうえで、さらに権利一般の考察に有益な示唆があるからである。

さて、スピノザは人間をお互いにとって敵であると断じ、そのようなものとしての動機しか人間には認めていなかったはずである。そのことが、そのような動機が働くことの結果として国家が成立せざるを得ないということの前提であった。この前提からすれば、各人は互いに敵である状態では自分の実質的権利を得ることが困難であり、また、ヴァルターの指摘によれば「人間にとって人間ほど有益なものはない」(『エチカ』第四部定理十八備考)という「機能化」⁽²⁰⁾の契機から国家状態が形成されるはずである。

しかし、スピノザは「自由な民衆の建てる国家」と「戦争の権利によって民衆の上に獲得される国家」とを区別する（『国家論』第五章第六節）。両国家の権利一般には本質的相違はないにもかかわらず、この区別はつけられている。この区別は、両国家の目的の相違、すなわち、「人間が和合して生活」（『国家論』第五章第二節）することを目的として建てられる国家は「自由な民衆の建てる国家」であり、戦争の権利によって獲得される国家の目的は支配することと奴隷を持つことにあるという点に由来することが、同じ節の中でスピノザ自身により認められている。スピノザの叙述はあくまでもデスクリプティブであるが、我々はここに、最善の国家は、自由な民衆によって「人間が和合して生活」することを目的として建てられた国家であると語られていると読み取ることができないだろうか。

『国家論』第五章第五節では、最善の国家における人間の生活は「特に理性と真の精神生活とによって規定される人間生活を意味している」と述べられており、その前の第四節では国家に対する服従が「国家の共同の決定にしたがってなされなければならぬことを実行しようとする恒常的意志」とであると指摘されている。これらのことは、国家に服従する側に理性的判断と意志があることを前提としている。

スピノザはいかにしてそのような状態が到来するかについては沈黙している。しかし、その沈黙に対して最善の国家が形成されるには、それを形成する人々の側に、「特に理性と真の精神力と真の精神生活とによって規定される人間生活」という目的に対する欲求が、すでにあることが暗に前提されているのではないかと、という疑問を差し挟むことはできる。そのような欲求がもともとあるならば、そのような欲求が国家状態の形成へと導いた衝動の中に存在しているとすれば、最善の国家の形成過程は、人間はお互いに敵であるということを前提とする、『国家論』第五章以前で展開される通常の家形成過程とは異なっているといわざるを得ない。グリーンのスピノザ批判ではこのことが指摘されているのであって、これはまさにスピノザ『国家論』の第五章とそれ以前の接合

の問題を抽出する指摘であると言えよう。

ここから、グリーンはスピノザの最善の国家についての叙述に対する次のような批判を引き出した。

「もしそのような目的に向けられておりそのような『恒常的意志』によって維持される国家においてそれら〔和合して生活し、生活を向上させることを目的とする欲求〕が実現する (issue) のならば、ある善を共通のものとして認識して関心を持つこと、すなわち他者の存在 (esse) と、各人が保持し促進 (promote) するとスピノザが言うところの各人の存在 (suum esse) とを何らかの形で結びつけることは、最も原始的な社会結合を形成する人々においても想定されていなければならないのである」(LPPO, § 36 ただし、〔 〕内は筆者による補足。以下同様。)

グリーンはここで、スピノザの権利論の自然主義的構成に根本的な修正を加え、共通善への関心、つまり各人が他者も共有していると考えていて他者にとっても等しく善であると各人が考える善に対する欲求こそが、単なる力 (potentia) を権利 (法) (jus)、すなわち、共通善のために行使されるあるいはそのために行使されうるものと認識されることを要求する力へとかえるのである、と主張しているのである。⁽²⁰⁾

スピノザは、この権利 (法) (jus) の条件を無視している。スピノザにおいては、自然法 (jus naturale) は言葉としては存在するが、人類に固有の権利としては実質的意味がない。グリーンの立場からすると、スピノザが単なる力 (potentia) を権利 (法) (jus) と呼ぶことが問題なのである。スピノザは国家の法 (jus civile) によって、potentia と区別される意味を持つ jus を考えている。故に、グリーンによれば、スピノザは自然権 (法) (jus naturale) と国家の法 (jus civile) とを区別する代わりに、それらを potentia と jus とに区別するべきだった、ということになるのである (LPPO, § 37)。

Ⅳ グリーンの目的論的権利論

スピノザ自然権（法）論の重大な「誤り」は権利の社会的生成過程を捨象し、権利と力を等置することによって個人に権利が存在すると考えたことに起因する、とグリーンは考えた。⁽²¹⁾

グリーンは、スピノザの権利論に対峙することにより、スピノザが到達しようとした実態に即した権利把握というアプローチを踏襲しつつ、スピノザの到達点を踏み越えて次のような権利論にたどり着いた。権利とは、理念的属性が付与された力であるという目的論的権利概念が、それである。その際、自然概念も改めて、自然権を次のように規定した。すなわち、共に生きることこそが人間にとっての自然であり、目的であり、その自然と目的を実現するために必要な力こそ権利として認められるべきであり、それこそが自然権という呼称に唯一ふさわしい内容である、という権利概念である。

『権利』の真の概念は、個人はある目的に関して果たさなければならない役割によって実際のその人になっているのであるという個人観念に依るのである。そしてその目的は社会の共通の安寧 (common well being of a society) である。『権利』とは、この機能が何らかの方法で個人によって自由に果たされる限り—すなわちその目的を参照しあるいはその目的のために果たされる限り—そしてそれを果たす能力が彼に対して社会によって彼に当然所属するものと認められる限りにおいて、個人が持っている理念的属性なのである。(『理念的』というのは、感覚的に確かめられることはなく、いかなる感覚的に認識可能な事実や諸事実にも還元されえないという意味においてである)。権利の本質は、それが単に感覚的な結果を生み出す力であるということにだけではなく、その力が感覚的には認識不能な (insensible) 機能に関係しており、自己と他者のうちにその役割をおのおのが認識する限りにおいてのみ諸個人に所属する力であるということに存するのである。私はこのことまたはあのかのことができる限りにおいて私にこのこ

とまたはあのことをする権利があるのではなく、私が自分自身そして他者によって共通善のためにこのことまたはあのことをできると認識しておりまた認識されている限りにおいて、あるいは、私自身と他者の意識の中に私がこの目的に関係する役割を持っている限りにおいてなのである」(LPPO, § 38)。

この権利論は、実質的にはプラトンとアリストテレスによってその基礎を据えられていたのだとグリーンは述べている。彼らはポリスでの生活が個人の目的であると認識していたが、グリーンによればこのことで彼らは、人はポリスとの関係により自分自身になり、市民同志の関係は物質的なものにその源をたどることのできるものではなく、市民の意識にこそその基盤が存するのである、ということの意味しているからである。⁽²²⁾

こうして、事実上の力、能力の存在をそのまま権利 (jus) と見なしておきながら、実は人間に固有の実質的権利は、人間が国家生活において初めて得るものであり、その実質的権利は結局のところ国家が許可する範囲内においてしか存在しないというスピノザの権利概念に対して、グリーンは、共通善すなわち他者との共生という目的を据え、かつ、その目的にかなう力にこそ権利としての資格が与えられるという権利概念を提出したのであった。

V スピノザの権利論対グリーンの権利論

スピノザの権利論では、規範的、目的論的な構成が徹底的に排除されている。スピノザにおいて自然状態を克服して、人間に社会形成を可能にさせるのは、ヴァルターによれば「諸物それ自身の存在力の安定的な活用という意味での諸物の〈真の〉効用は〔それらを利用すると〕同時にそれらの独立性を損なうことのないような、それらとの一種の連合 (Assoziation)」という仕方での「機能化」(ヴァルター、p. 270) である。この「機能化」により生じた社会が持続するために必要とする体制は、強者による支配である。⁽²³⁾ ところで、ヴァルターは、ス

スピノザ理論から生まれるこの体制が、自発的な国家に移行する可能性を否定していない。この場合、移行の契機は国家（強者）が人間の感情に訴えかけ、個々人の内面から自発的服従を勝ち取ることである。よって、その限りにおいて民主制は、いわば国家理性が個人の中で内面化される契機を他の体制よりも多く含む体制であり、その分より安定するという考えである。⁽²⁴⁾

ヴァルターによる解釈では、冷徹な政治現象の分析者としてのスピノザ像が結ばれる。このスピノザ解釈では、国家状態においても結局は構成員から自発的に共に生きることにに対する積極的なコミットメントを想定することは困難である。ヴァルターも認める通り、国家の法 (jus civile) においても、スピノザ的自然権は丸ごと保持されているからである（ヴァルター、pp. 279-280）。ヴァルターの解釈に従えば、政治権力を掌握した人物あるいは集団が高い理念を持っている場合、彼（ら）が民衆に対する心理的コントロールを通じてその理念を実現していくというやり方であれば「最善の国家」に移行することは可能であると思われる。逆に、彼の解釈ではそれ以外にスピノザの理論から「最善の国家」成立への道筋を引き出す術はないように思われる。ヴァルターによる解釈で描き出されるスピノザ思想では、スピノザが一方において持っている理念を現実化するには、哲人あるいは少数の優秀な人々の力による独裁というやり方以外に方法はないだろう。確かに、政治学において、この冷静な分析の視点は中心的なものである。しかしながら、それだけで十分であるのかという問題は残る。冷静な政治状況の分析によっては取りこぼされざるを得ない要素に対する構成や正義という視点をいかに確保するかという問題である。グリーンが権利の概念化において確保しようとしたのはこの点であったと言える。

近年のスピノザ解釈には、スピノザにおける理念性を救い出そうとする試みが見られる。⁽²⁵⁾

スピノザの権利論からグリーンが救い出そうとしているのは、彼がスピノザ思想に見て取った、人々が「和合して生活する」という理念性が現実に対して働きかける可能性である。グリーンは、それを権利論という枠組において展開

した。

この論文では、権利の問題に焦点を絞った。権利論としてみた場合、スピノザの権利論は一貫して非目的論的に構成されている。その「自然主義的」構成が、スピノザ思想に存在する高い理念性の示された部分と接合しえないと判断したグリーンは、翻ってスピノザの権利論自体を問題視し、かえってスピノザの理念性が生かされるように自然権概念を定義し直したのである。

グリーンの立場からは、人間を介して発露する可能性がある、他者に対する善なる働きかけのチャンネルと、共に生きることにに対するコミットメントは、スピノザの徹底した自然主義的理論構成から守られなければならないものであった。

スピノザのメリットは、政治をいわば独立した科学的対象物として扱うことにより、対象に対して冷静な徹底した分析を加えている点である。しかしまさにそのことから、スピノザが一方において持っている理念性は、『国家論』内部での接合の問題を残すこととなったと言えよう。グリーンの権利論は、スピノザが退けた目的論的構成により、力が権利に変わるための判断基準として「人間が和合して生活」するという、スピノザが最善の国家の目的と考えていた契機、すなわち共生という目的の契機を導入し、それによって権利論の内部において理念の現実に対するチャンネルを確保することに向けられている。結果として、グリーンの自然権は、スピノザの『国家論』では残された理念性と現実政治の分析の間を接合する役割を担っている。この点において、グリーンの権利論は現代的な人権へとつながっているのである。⁽²⁶⁾

結び

マイケル・フリーデンは、共同体主義的権利論に入るものとしてグリーンに触れている（フリーデン、pp.34-36、pp.116-123）。⁽²⁷⁾フリーデンが『権利』の本文最後で述べている通り、現代でも権利に対する個人主義的なアプローチが優勢である（フリーデン、p. 176）。共同体的アプローチの先駆的理論家という意

味におけるグリーン的重要性は、それゆえにさらに強調されるべきかも知れない。

しかし、本論文ではグリーンの権利論の理念性（権利の理念的属性）に、より大きな重要性が付与されていた。なぜならば、共同体に対するコミットメントを促すものがこの理念性であり、現実の共同体やその社会的効用を超えたところからこそ、現実の共同体に対するコミットメントがもたらされるという構成をグリーンが持っていることを軽んずべきではないと考えたためである。近代的自然権の社会前的存在という想定を排除し、権利論におけるスピノザの徹底した目的論排除にくさびを打ち込むグリーンが権利論は、国家の実定法を超えて権利をとらえ直す必要に迫られている現代において、権利論が持つべき理念について我々に語りかけている。共生へのコミットメントを促す彼の権利論は、現代においても一つの有力な方向性を示すものであると言えよう。

国民国家成立に難民問題の根源を見て取ったアーレントは、難民問題がまさに権利問題なのであることを言い当て、権利思想の中でもとりわけ「自然権」の伝統を糾弾した。彼女の糾弾の後に、「人類」が担保せねばならない権利の将来への展望は厳しい。⁽²⁸⁾

さらにアーレントの指摘は、この権利問題が文明の内部崩壊と密接に関連していることにも及んでいる（アーレント、pp. 287～290）。権利論の再考がなお一層迫られている所以である。

現状では、国民国家の枠をなかなか越えられないでいる権利概念であるが、実定法に縛られた実体としてのみあるのではなく、むしろ理念的属性にこそ、その本質があるのだと捉え直すことにより、我々の認識のあり方によって変化する可塑的なものであるという権利理解に至る道が開かれる。この権利理解は、権利概念のスタティックな把握から、ダイナミックな理解へと転換することにより、多くの人々の権利喪失状態を国家に束縛されている実定法上の観念で縛っている現状から、その問題状況を政治の手に引き受けるうえで有効である。また、権利をこのようにとらえ直すことにより、権利を守る方法も、より

教育法学的な方法に依拠したものとなる必要が当然のこととみなされるであろう。

もちろん、アーレントが指摘する理想主義の「精神薄弱」と言う指摘はあまりにも重い。そしてまた、人類が引き受けるには実に重い課題である。⁽²⁹⁾

だが、共生に対するコミットメントなしには、新たな幕開けもないように思われる。このコミットメントは、政治の問題としても立てられるべきである。認められた権利が、法制化の過程を経て制度的保障の枠組みに組み込まれることによって、そのコミットメントが社会の共有財産となることができる。十九世紀後半、投票権拡大が段階的に進行しつつあった英国にあって、地域政治活動にコミットしつつ政治演説などで常に投票権拡大を支持していたグリーン⁽³⁰⁾の権利理解は、異質な要素を共同社会を作っていくための対等な仲間として積極的に招き入れようとするものであり、その方向へ強く促すものである。

*本稿を準備するにあたって貴重なコメントをくださったレビューアーの先生、編集委員会の先生方、指導教授である千葉眞先生に感謝いたします。

注

- (1) 以下LPPOと略記する。複数の版があるが、Harris & Morrow 編集の版を使用した。これはオックスフォード大学ベリオルカレッジにある Green Papers を参照して、当初出版された Nettleship 編集の版に対して一部異なる語句やフレーズの可能性があることを指摘している点で長所がある。尚、Harris & Morrow 版が出た後、1997年に出版された Nicholson の編集によるグリーン全集においては Nettleship 版が採用されている。尚、複数の版が存在することから、煩雑さを避けるためにページではなくセクション (§) 番号をあげることにする。
- (2) 筆者は、以前グリーンの主権論を巡ってこの点に関してグリーンの議論をまとめたことがある。本間、pp. 187-193。
- (3) グリーンの権利論についての先行研究のなかで、特に Rex Martin は “Green on natural rights in Hobbes, Spinoza and Lock” という題の論文においてグリーン の自然権論批判を概観している。Martin はその中でグリーンにおいては権利は規範的であり、グリーンの言葉では “‘ideal’ entities” であると述べている。筆者は Martin が特徴づけるグリーンの権利概念と彼がまとめているホブズやスピノザらに対するグリーン の批判を参考にした。しかし、Martin の論文ではテキスト分析は行われていない。本論はある程度

まででしかないが、それを補おうとするものである。なお、Rex Martin は、前述の論文の冒頭で“T. H. Green’s posthumously published *Lectures on the Principles of Political Obligation* is perhaps the finest book in the philosophy of rights written to date.”と述べており、1993年に *A System of Rights* という著書を発表している。この著書のタイトルは、グリーン の LPPO § 1から取られたものである。(Martin, p. 402) Martin のこの著書は、グリーン の権利論を現代的文脈の中で活かそうとする試みである。Avital Simhony はグリーン の自己実現説について、それが「各段階がその前の段階に基づいて築かれていき、最終的には全過程の目的、すなわち完全に自己実現された個人においては、すべての段階が同時に存在する、目的論的發展の過程である（グリーンにとって、その目的は神においてのみ実現する）」(Avital, p. 483)と述べており、グリーン の倫理思想の構成を目的論としてとらえている。グリーン の政治論は彼の倫理思想を前提として論じられているため、Avital のこの指摘は筆者がグリーン の権利論を目的論的であると考える上で示唆を受けた。本論では、権利論の上ではグリーン はポリスでの生活を目的と解したアリストテレス的伝統に則り、社会の中で「和合して生活」することが目的として与えられていることを示した。

- (4) これについては、ヴァルターによるスピノザのホッブズ批判の叙述を参照（ヴァルター、pp. 285-288）。
- (5) もちろんそれが現実政治に対する必要から生じたものであり、それゆえにそのような説明による自然権が主流となったという側面には十分に留意しなければならない。
- (6) グリーン の自由観については Nicholson, pp. 116-181, Study IV Green’s theory of freedom 参照。ただし、スピノザの理性とグリーン のそれとは本質的に異なるため、結局のところ自由観は本質的には異なる。ここでは形式論理的に親近性があることが、グリーン をしてスピノザの批判に向かわせる理由のひとつとなったであろうことを指摘するにとどめることで十分であろう。
- (7) この点に関しては、たとえば目下、「T・H・グリーン の政治思想」（『T・H・グリーン 研究』所収、pp. 83-107）参照。
- (8) また、スピノザが「服従にしても（第二章の十九節により）国家の共同の決定にしたがってなされなければならぬことを実行しようとする恒常的意志なのである」（『国家論』第五章第四節）と述べていることは、グリーン が国家の基盤は力 (force) ではなく意志 (will) であるということに通ずるものがある。しかし、ここにはグリーン とスピノザの国家論の違いが出ている。グリーン は国家の基盤についても理念性を強調できるが、スピノザにはそれを許す権利論がないのである。
- (9) この点は、第六章第一節で敷衍されている。
- (10) Strauss, p. 169. なお、Strauss は、徹底した自然主義をスピノザに見て取り、スピノザは力 (might) と権利 (right) の区別を放棄してあらゆる諸感情の自然権を説いていると述べ、政治哲学としてスピノザよりもホッブズを高く評価している。飯島はこれに対して、スピノザが「正しく理解された自己利益に基礎を置く人間の自然的社会性を主張している」として、反論している（飯島、pp. 200-205, pp. 307-308）。しかしこの批判は、

スピノザの「エチカ」に依拠するものであって、「国家論」に依拠した批判ではないため、「国家論」における自然主義を論駁するものではないと考える。

- (11) スピノザの解釈者の間では、スピノザを「汎神論」と定義することを巡って議論がある。Masonによるまとめによれば、スピノザは物理的な自然の全体を神とみなしたわけではないという点から、「汎神論」と定義することは難しいようである(Mason, pp. 31-32)。この点についてはさらに追及する必要があると筆者は考えている。现阶段ではこの用語はそのまま残しておく。
- (12) 「・・・理性において最も優れ、理性によって最も多く導かれる人々は、最も多く自己の権利のもとにあるということが生ずる。だから私は、理性に導かれる限りにおいての人間をおよそ自由であると名づける」(『国家論』第二章第十一節)。
- (13) 「・・・常に理性を用いて人間の自由の最高所に立つことは各人の力のうちにはない。・・・すべての人間がそのもとに生まれ、また多くの場合そのもとに生活している自然の権利および自然の法則は、誰もが欲せず、誰もが為しえないことしか禁じてはいないということが滞結される。つまりそれは争いをも憎しみをも欺瞞をも、およそ衝動がそそるいかなる事をも拒否しないのである。だがそれも不思議ではない。なぜなら自然は、人間の真の利益と維持のみを意図する人間的理性の諸法則によっては制約されずに、かえって、全自然一人間はその一小部分にすぎない一永遠なる秩序にかかわる他の無数の諸法則によって制約されるからである。・・・実際は、理性が悪と見るものが全自然の秩序と法則から見れば悪ではなく、ただ我々の本性の法則から見てのみそうなのである」(『国家論』第二章第八節)。
- (14) スピノザのこの言葉は、ホッブズの権利概念に対する実質的な批判になっている。
- (15) ヴァルター、p. 268。「もっとも、そうした表現「人間は社会的動物である」というスコラの表現」によって、人間は、平穏に生きるためには事実上他の存在者を頼りにしている、ということが言われているにすぎないとして話であるが」というヴァルターの限定は、明確かつ重要である。
- (16) この『国家論』第二章第十八節に表されている罪の理解も、グリーンとの明確な対照をなしている。スピノザの汎神論的世界においては、人は神から離れることなど到底不可能である。グリーンにおいては、罪とは神から離れること、神を無視することにほかならない(Green, "Faith" (Address on 2 Corinthians v. 7), pp. 270-271, Nicholson, ed. *Collected Works of T. H. Green 3 Miscellanies and Memoir.*). グリーンの形而上学における永遠意識 (eternal consciousness) は、人間を神から離れる可能性のある両義的な存在ととらえることを可能にしている。グリーン *eternal consciousness* については、Thomas, pp. 141-145参照。
- (17) 加藤節はスピノザの学問体系全体から倫理学と政治学との内的関連を論じている。倫理学における理念性と政治学における自然主義の接合は、「平和」と「自由」とを保証することによって知性の相互陶冶を可能とする政治社会論」という「結節環」の発見を必要とした(加藤節「政治と人間」p. 208)。加藤のこの論考は、グリーン *eternal consciousness* の議論に通ずるものがあると思われる。

- (18) 加藤論文は、スピノザの高い理念性に着眼し、それを救い出そうとする試みである。
- (19) ヴァルター、p. 269。
- (20) これによって権利論上得られる内容は、スピノザが『エチカ』第四部定理十八備考(p.30)で「人間にとっては人間ほど有益なものはない」という言葉に続いて語られる内容に一致する。すなわち、

「あえて言うが、人間が自己の有を維持するためには、全ての人間が全ての点において一致すること、すなわち全ての人間の精神と身体が一緒になってあたかも一精神一身体を構成し、全ての人間がともどもにできるだけ自己の有の維持に努め、すべての人間がともどもにすべての人間に共通な利益を求めること、そうしたことに以上で価値のある何事も望みえないのである。

この結論として、理性に支配される人間、言いかえれば理性の導きに従って自己の利益を求める人間は、他の人々のためにも欲しないようないかなることも自分のために欲求することがなく、したがって彼らは公平で誠実で端正な人間であるということになる。」

- (21) 「社会における生活から切り離されて、すなわち全員がある一つの同一の善に関心を持っているという理由で社会の成員によりお互いに対する相関的な主張および義務が承認されるということから切り離されて、個人に権利が存在する可能性を認めてしまったことである」(LPPO, § 38)。
- (22) 《資料『政治義務の原理』§ 39～41の試訳》

「§ 39 プラトンとアリストテレスがすべての真の「権利」論の基礎を据えたのは、プラトンとアリストテレスがポリスの生活を個人の目的 (telos) と非常に明確に認識したからであった。つまり、ポリスとの関係が人をその人とし、市民の関係はまさに意識上のあるいは認識された〔訳注：つまりマテリアルなものではない〕関係なのである。彼らは「権利」のための言葉すら持っていなかった。「自然権」の名のもとに、近代において、国家に対して個人を代表して提出される要求は、彼らの考え方には非常に異質なものであった。しかし、ポリスは「自然な」制度であり、人間は「生まれながらにポリス的」であるということによって、アリストテレスは、彼がポリスに与えた意味によれば、唯一真なる意味において「自然権」の説を主張していたのである。彼はポリスを、その成員がポリスを維持するためになすことによって一すなわち、個人の目的としてのポリスの生活を参照して意識的に果たされる役目によって、そしてそのことはその意味で義務を課すのであるが一生活が維持される社会と見なしている。そしてまた同時に、ポリスからポリスの成員は教育と保護によって自分たちのそれぞれの役目を果たすための能力を引きだすのであり、そしてその意味でその能力は権利を与えるのである。このように市民は支配することとされることに参与する。人は「生まれながらに市民 (phusei politês)」であるの

で、つまり能力と傾向性に関してはすでにそのような社会の成員であるので、そしてそのような社会の要素を含む結社 (association) においてしか存在しないので、一国家が課した与える相関的な義務と権利を「自然に (naturally)」持っているのである。實際上アリストテレスが「生まれながらに市民」とみなすのはギリシャ人だけであるが、しかしかつて確立されたギリシャのシティズンシップ概念は共通の関心 (interest) 持つことができるすべての人々に適用可能であった。しかしながら、このことをこのように考えることは「目的論的」人間観と人が生きている社会の形態に依っている、すなわち、人は、感覚によっては認識することのできない (insensible) 役割によって、そして、人になる (become) 能力と傾向性を持っている、より完全な形態に対する関係によって決定される生活の特定の形態によって、人は自分自身になっているのであるという人間観に依っているのである。

§40 スピノザは、ベーコンのように、物事が果たすことになっている目的を想定することは、物事が(物質的に)何で、何をするかを正確に問う邪魔になると考えた。彼はデモクリトスとエピクロスに比べてプラトンとアリストテレスを低く見ていた(書簡 LVI)。それによって彼は個人を社会の成員としての使命 (vocation) とは分けて、そして国家を個人にその使命をなさしむる機関 (office) とは分けて考える。そのように考えられた各人は、単にそれだけの力(自然的力)の媒介者 (vehicle) ではない。他方、彼はより高次の市民社会 (civil society) の状態と、より低次の市民社会の状態、より良いそれとより悪いそれの間の違いと、より良いと理解されるがゆえにより良い国家を求める可能性を認識している。そしてこのことは、人間事象の歩みが究極因 (a final cause) の概念によって影響されることの可能性を認めることである。スピノザは決して「人間は単に自然の一部」でしかないという原則から離れることはないのだが、彼は人間に自然の秩序を理解する能力とその理解のために新しい仕方では自然の秩序に服従し (conforming)、従う (obeying) 能力を帰するのである。言いかえると、彼は、カントによって法による決定と法意識による決定の間の区別と呼ばれる区別を認識していたのである。けれども、各々の種類の決定の必然性を主張したいという欲求から、彼はその区別を偽装し、合理的決定もしくは法意識による決定が自然の一部であるならば、単なる自然の法則による決定とは非常に異なった意味においてそうなのである、という事実を無視しようとする。彼がいうように、我々は自然の一部であるという明確な理解と、物の宇宙 (the universe of things) における我々の位置についての明確な理解は、新しい性質 (character) を生むであろう。我々はそうして初めて、我々に定められていることを欲し、真実、つまり必然であることについての知識に安らぎを見いだすのである。このことをスピノザは個人の最も高次の状態と見なし、それを得ようとする欲望を個人がそれによって陶冶されるべき至上の動機と明らかに見なしているのである。この最も高次の個人の状態に対する政治生活におけるアナロジーは、彼が『国家論』でこれらの言葉に与える高次の意味における「平和と生活の安全 (pax vitaeque securitas)」達成のための「自由な多数者 (libera multitudo)」による主権 (imperium) という方向である。

§ 41 結論は、スピノザは現実には、はっきりとはしていないが、人間の生活を決定する究極因の存在を信じていたということである。それはすなわち、彼は、個人と共同体の側でのより完全な生活に存する目的の概念は、個人と共同体の生活を決定するかもしれないし、またある程度は決定していたと考えていたということである。疑いもなく彼は、この目的がすべての善同様我々の意識にしか存在しないと、そしてそれは「事物がそれ自体で見られる限り、事物における何の積極的なものも表示」(『エチカ』第四部序言)しないと、言ったであろう。しかし人間の意識における人間の行為を決定する目的の存在は、「物ごとにおいて何の積極的なものも表示」しなくとも、十分に実在的 (real) なのである。しかし彼は、この目的が作用する、より込み入った (confused) 複雑な (mixed) 形態を無視するという、すなわちそれを哲学的な「神の愛」の形、またはその人だけは理性によって導かれていると彼が認める例外的な市民の知恵にしか認識しないという過ちを犯した。そしてとりわけ、社会によって個人の持っている力がそのような目的へ向かう傾向があると認識されることが、個人の力を実際に権利にするのと同様に、個人の力が向けられているだろうそのような目的の意識こそが、権利としてその力を行使する個人の要求を構成するのだということに、スピノザは気づいていなかった。手短かにいえば、スピノザによれば何ごととも善あるいは悪ではなく、ただ思考が、あることを善または悪にするのとちょうど同じように、力を権利にするのも思考 (thinking) 一すなわち、直接的には力を行使する人、あるいは人々の側で力を社会的善に関連していると見なす観念、そして同時にその力が影響を及ぼす社会の側での同様の観念—こそが、力を権利にするのである。」

なお、かつてバーカー (E. Barker) は、グリーンはギールケ (Otto Von Guericke) がアルトジウスの連邦理論の説明とギールケ自身の団体法の説において強調した概念に対する理解を示していると述べていた (Barker, p. 33)。この場合のバーカーの主張は、グリーンが国家を、それぞれがそれ自体の権利と義務を作り出すことができる諸社会の相互調整を図る社会、すなわち「諸社会の社会」として理解していたという点にある。しかし、グリーンとアルトジウスの社会や権利および法生成のとらえ方は、バーカーの指摘を越えて類似しているかも知れない。この点はさらに深めなければならない課題である。ここではフリードリヒ (Carl Joachim Friedrich) が、アルトジウスは国家の基盤を人間存在の必然的条件としての共生の概念に見たと述べていることを指摘しておきたい (Friedrich, p. lxvi)。フリードリヒはここで、アルトジウスとアリストテレスの間に密接な結びつきがあることをアリストテレスの *phusei politikos* を挙げて述べている。ただし、グリーンは上の § 39 にある通り、アリストテレスとプラトンの解釈から「ポリスでの生活」を「目的」として導き出すのに対し、フリードリヒのアルトジウス解釈では同じ概念が人間存在の必然的条件とみなされている点に隔りがある。アルトジウスについてのギールケおよびフリードリヒの著作については、笹川紀勝先生のドイツ語購読ゼミで学ぶ機会を与えられていることを感謝をもって記しておきたい。

- (23) 「強者が、自分の必要と関心の尺度に従う共同生活の規則を〔人々の行動の〕規範として弱者に押しつけ、その規則が遵守されるように強制手段をもってそれを確保するような、ある種の支配的な統治が打ち立てられることによってである」(ヴァルター、p. 271)。
- (24) 「主観的な理性〔理性意識〕の広まりと国家の安定性との間の相互依存的な関係は、以上の議論からすでに見て取ることができる。すなわち、国家における相互的な利害調整が、その国家の臣民の〈背後で〉実現されるばかりでなく、意識され、意図された利害調整として実現されるような国家、客観的な理性の要求が、主観的にもそのようなものとして求められるような国家こそ、最も安定的な国家だということである。そして、そのかぎりにおいて、民主制は個人々の理性的な自己決定の機会が最も多く与えられている国家的組織の形態なのである」(ヴァルター、P. 273)。
- (25) 例えば日本でも、飯島昇蔵は、スピノザの哲学体系には「一種のニヒリズムに通じる要素が確かに忍び込んでいる」としながらも、スピノザの哲学には「存在への不断の努力 (conatus)」が含まれていることにより、高貴な事柄の「知性化ないし理性化」がもたらされることを指摘している(飯島、pp. 307-308)。加藤節が企てたスピノザ思想全体像再現の試みは、スピノザの理念性に光を当て、その現実への働きかけの可能性追及としての意味を持っている。
- (26) マイケル・フリーデンは、自然権の前社会性はもはや擁護できないと述べ、むしろ「権利は社会的相互作用の産物であると考えるのはもっともなこと」としている。そして、このことが、「自然権」という言葉が「人権」という言葉に取って代わられるようになっていく理由であると論じている(フリーデン、pp. 56-57)。
- (27) フリーデンによれば、「グリーンは権利の自然性をラディカルに拡張する方向に権利言語を転換した点で注目され」る。リッチーがこの方向を引き継いで、「二十世紀の福祉思想を支える重要な助けとなった人権論議の二重の主題の先駆けとなったのである」。二重の主題とは、社会的効用という視点と、「人権は、常に個人々と彼らの共同体に並行して付与され、二重のレベルで存在するだろう」という視点である。フリーデンはこれを「リベラルな共同体主義」と呼んでいる。
- (28) 「かつては自然なり歴史なりが負わされていた役割を「人類」が事実上引き継いだというこの新しい状況は、ここでの文脈でいえば、諸権利を持つ権利、あるいは人類に属するという各人の権利は、人類自体によって保証されねばならないということを意味するだろう。これが可能かどうかは決してまだ確定していない」(アーレント、p. 284)。
- (29) アーレントはこの点に関して、プラトンの語ったアポリアの例を引いている。「人間ではなく神が一切の基準でなければならない」(アーレント、p. 285)。グリーンは人類がこの問題を引き受けて、完全な解答を実現できるとは考えないだろう。グリーンにおいても、それができるのは神のみである(注3のAvitalの引用参照)。にもかかわらず、たとえ部分的にしか実現できないという限界があっても、その目的に向かって進むという選択肢を選ぶことが人間にはできるし、またそうすべきだというのが彼の

主張である。

- (30) 「我々、もともと改革者であった我々は、人々に選挙権を与えることはそれ自体で目的であると常に言ってきた。・・・人々に参政権を与えることから我々はどのような結果を期待しているのかと聞かれるならば、我々は言う、その様なことは今の問題ではないと。彼らの足を縛っているロープを解け。彼らがいかに歩くことができるかはその後になって初めてわかるのだ」(Nicholson, ed. *Collected Works of T. H. Green* 5, p. 234)。これは、1868年2月25日に、グリーンが議会改革について語ったときの演説の一部である(詳しくは編者Nicholsonによる解説参照)。共生へのコミットメントが目的であり、それを追求することから永続的な社会秩序が生じることが主張されている。

参考文献

- ハナ・アーレント。1972年。『全体主義の起原 2』(大島通義 大島かおり 共訳) 東京：みすず書房。(原書名：*The Origins of Totalitarianism Part Two Imperialism*)。
- Barker, Ernest. 1915. *Political Thought in England: 1848 to 1914*. London: Oxford University Press.
- Freeden, Michael. 1991. *Rights*. Milton Keynes: Open University Press. 邦訳：マイケル・フリーデン。1992年。『権利』(玉木秀敏 平井亮輔 訳) 京都：昭和堂。
- Friedrich, Carl Joachim. 1932. *Politica Methodice Digesta of Johannes Althusius Althaus*. Cambridge: Harvard University Press.
- Gierke, Otto Von. 1981. *Johannes Althusius und die Entwicklung der naturrechtlichen Staatstheorien: Zuglich ein Beitrag zur Geschichte der Rechtssystematik*. Scientia Verlag Aalen.
- Harris, Paul and John Morrow, eds. 1986. *T. H. Green Lectures on the Principles of Political Obligation and Other Writings*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 本間信長。1999年。「研究ノート：T. H. グリーンの主権論」『社会科学ジャーナル』第40号, pp. 187-215.
- 飯島昇藏。1997年。「スピノザの政治哲学—『エティカ』読解を通して』東京：早稲田大学出版部。
- 加藤節。1993年。『政治と人間』東京：岩波書店。
- 。1995年。「スピノザにおける哲学と政治—対立から和解へ」工藤喜作 桜井直文編『スピノザと政治的なもの』東京：平凡社。pp. 49-71.
- Martin, Rex. 1986. “Green on natural rights in Hobbes, Spinoza and Locke” Andrew Vincent, ed. *The Philosophy of T. H. Green*. Aldershot: Gower Publishing Company. pp. 104-126.
- 。1993. *A System of Rights*. Oxford: Clarendon Press.
- Mason, Richard. 1997. *The God of Spinoza — A philosophical study —*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Nicholson, Peter. 1990. *The Political Philosophy of the British Idealists — Selected Studies —*. Cambridge: Cambridge University Press.

- , ed. 1997. *Collected Works of T. H. Green — Philosophical Works —*. vol. 1. Bristol: Thoemmes Press.
- , ed. 1997. *Collected Works of T. H. Green — Philosophical Works —*. vol. 2. Bristol: Thoemmes Press.
- , ed. 1997. *Collected Works of T. H. Green — Miscellanies and Memoir —*. vol. 3. Bristol: Thoemmes Press.
- , ed. 1997. *Collected Works of T. H. Green — Additional Writings —*. vol. 5. Bristol: Thoemmes Press.
- Richter, Melvin. 1964. *The Politics of Conscience — T. H. Green and his Age —*. London: Weidenfeld and Nicholson.
- 柴田寿子. 2000年 『スピノザの政治思想—デモクラシーのもう一つの可能性—』 東京：未来社。
- Simhony, Avital. 1989. “T. H. Green’s Theory of the Morally Justified Society”, *History of Political Thought*, Vol. X. No. 3, Imprint Academic. pp. 481-498.
- スピノザ. 1940. 『国家論』 畠中尚志訳. 岩波文庫 33-615-6 東京：岩波書店。
- . 1951. 『エチカ』 上・下. 畠中尚志訳. 岩波文庫 33-615-4/5 東京：岩波書店。
- Strauss, Leo. 1953. *Natural Right and History*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Thomas, Geoffrey. 1987. *The Moral Philosophy of T. H. Green*. Oxford: Clarendon Press.
- マンフレート・ヴァルター. 1995. 「スピノザの法哲学における自然法の変形」 工藤喜作・桜井直文編 『スピノザと政治的なもの』 東京：平凡社。(原タイトルおよび原書名: Walther, Manfred “Die Transformation des Naturrechts in der Rechtsphilosophie Spinozas”, *Studia Spinozana* Vol. I. Alling: Walther & Walther, 1985.)
- 行安茂・藤原保信 編. 1982年. 『T. H. グリーン研究』 東京：御茶の水書房。

A Teleological Theory of Rights: Through Green's Critique on Spinoza's Doctrine of Natural Rights

<Summary>

Nobunaga Honma

This paper presents a teleological theory of rights developed by the British Idealist, Thomas Hill Green, through an analysis of his critique on Spinoza's doctrine of natural rights in *Lectures on the Principles of Political Obligation*.

Spinoza's doctrine on natural rights leaves a question whether such a doctrine leads to the best state which Spinoza presents in Chapter 5 of his *Tractatus Politicus*. Green believes that such natural rights as Spinoza presents is untenable because it is unable to bring about the ideal state presented in Chapter 5, believing that it is the conclusion of Spinoza's *Tractatus Politicus*.

Yet, Spinoza's argument is consistent throughout, or "consistently naturalistic" in the words of Leo Strauss. For Spinoza, the ideal state is a different matter. Spinoza's descriptive tone of argument does not require his explanation on how a state becomes the ideal state. It is enough for him to describe characteristics of the ideal state. Chapter 5 is not to be read as the conclusion of *Tractatus Politicus*. Green is wrong in supposing that Spinoza's doctrine of natural rights is mistaken, believing that it is not consistent with Spinoza's ideal state. So Green's criticism does not exhaust Spinoza out.

On the other hand, Spinoza's argument does not exclude our asking the connection between the chapter 5 and his argument before it, or how his ideal state can be realized, starting with his natural theory.

This is precisely the question this article pursues and the author tries to salvage Green's intention of his critique on Spinoza's natural rights. Seen from this angle,

Tractatus Politicus does not offer positive statement on the connection. This means that, although Spinoza develops his version of natural rights in a consistent manner, the ideal state which he explains in the chapter 5 requires something more than that. This suggests a shortcoming of the concept of his natural rights.

Green's version of natural rights theory offers an fruitful alternative in this regard. Green believes that it is natural for human beings to live together in harmony in a society. He thinks that it is their aim, resting on Aristotelian tradition of *phusei politikos*. Consequently, he believes that the power for the purpose of this aim should be regarded as a right because such power is contributory to the aim and therefore contributory to human nature. He argues that such rights as contributory to the aim are the only rights that should bear the title of natural rights because they are in accord with human nature. Thus he presents his teleological theory of natural rights.

This version of natural rights enables us to expand the application of rights in political discourse. As a result, this concept of natural rights is able to show the way for a given state to approach the ideal state. Therefore, it can be said that it has much to offer in our reconsideration and reconstitution of the concept of rights.